

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
13番	近藤 淳司		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳		
----	-------	--	--

午後13時55分開会

**【事務局】**

定刻前ですが、皆様揃いましたので始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和3年第12回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、近藤淳司委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。日増しに寒くなってまいりましたので、体調を崩さないよう、健康管理には十分注意され、お過ごしいただきたいと思っております。

それでは、只今から、令和3年第12回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、6番杉村由幸君、7番瀧信義君を指名いたします。

次に日程第2議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在5,516㎡の農地を経営しており、個人で年間250日農業に従事しています

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在5,730㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在124,742㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では700日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部登記地目と現況地目が異なります。

売買での所有権移転です。

受人と渡し人は祖父と孫の関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在40,153.46㎡の農地を経営しており、個人で年間120日、世帯では320日農業に従事しています。

4ページをお願いします。

番号5・6番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年11月24日から5年間の賃借件の設定です。

受人は、今回の申請で2,392㎡の農地を経営することとなり、個人で年間200日、世帯では250日農業に従事する計画です。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年11月24日から令和6年10月31日までの賃借権の設定です。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は、現在小売業を行っている法人で、店舗で販売するイチゴの生産をするため、賃借権を設定して借り入れるものです。なお、株式会社ホームセンターバローは、農地所有適

格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの賃貸借契約となっております。

5ページをお願いします。

申請件数は合計7件、移動の土地は、田4筆2,533㎡、畑6筆4,130㎡、合計6,663㎡です。

以上7件のうち、番号1番から6番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

なお、番号7番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの賃借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても、許可要件を満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

6ページをお願いします。議案第60号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、8ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは東朋テクノロジーの事務所改修に伴い駐車場不足により駐車場として一時的に転用します。転用期間につきましては、令和3年1月5日から令和4年10月31日までの9ヶ月と25日間です。農地区分は農用地です。

農用地での農地転用は一時的な利用に供し、利用目的を達成する上で必要であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさなければ許可できるため、事務局から稲沢市に対し、この転用について意見を求めたところ、整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものと回答がありました。

このことから、この申請につきましては許可相当と判断します。

つづきまして、9ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は、6件転用土地 田 3筆 855㎡ 畑 7筆 1,823㎡ 合計2,678㎡です。

以上5条申請 6件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

**【小原委員】**

前回は分家住宅での質問があったと思われませんが、分家住宅も使用貸借権にて行うのか。

**【事務局】**

身内なので使用貸借権にて行う。

**【小原委員】**

相続ではないのか。

**【事務局】**

そうです。

【小原委員】

筆数は妥当なのか。

【事務局】

妥当です。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案10ページをお願いします。議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

11ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定です。

貸借期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日です。

12ページ総括表をお願い致します。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は50筆、使用貸借権の設定は11筆です。

貸借期間は令和4年1月1日から令和4年12月31日までが1筆、令和4年1月1日から令和13年12月31日までが60筆です。

17 ページ総括表をお願いします。

田 62 筆 45,940 m<sup>2</sup> になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第62号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案18ページをお願いします。

議案第62号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、面積を朗読)

賃借権の設定は50筆、使用貸借権の設定は11筆です。

貸借期間は令和4年1月1日から令和4年12月31日までが1筆、令和4年1月1日から令和13年12月31日までが60筆です。

24 ページ総括表をお願いします。

合計 田 61 筆 44,340 m<sup>2</sup>になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【丹下委員】

賃借権と使用貸借権ですが、賃借権は賃借料が記入されているが、使用貸借権については0円になっている。

【事務局】

賃借権については、お金が発生するが、使用貸借権については、お金が発生しないです。

【会長】

その他質問はありませんか。質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、瀧信義委員、橋本淳委員、小原正広委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第6 議案第63号相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案25ページをお願いします。

議案第63号相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

26ページをお願いします。

(番号1 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日を朗読)

27ページをお願いします。

(番号2 特例適用農地、被相続人、相続人、相続開始日を朗読)

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

28ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、2件

田 17筆 13,155㎡、畑 7筆 5,594㎡ になります。



これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。  
以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第63号相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第7 報告第4号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

29ページをお願いします。

報告第4号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

30ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和42年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和35年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、31ページをお願いします。報告第5号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)の規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号6申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

(番号7申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

つづきまして、33ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号届出(権利設定)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は通路です。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

転用目的は住宅です。

34ページの総括表をお願いします。

申請件数 9件 田4筆 184㎡ 畑7筆 1,932㎡ 合計2,116㎡です。

つづきまして、35ページをお願いします。

報告第6号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

農地中間管理機構へ移行による賃貸借の解除です。

37ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 田 1筆 191㎡ 合計191㎡です。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和3年第12回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和3年第12回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年11月24日 産業会館大会議室

午後2時26分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

6番委員

杉村 由幸

7番委員

瀧 信義